

平成 30 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 J B イ レ ブ ン
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 新 美 司
(コード番号 : 3066 名証第二部)
問 合 せ 先 : 取 締 役 相 川 眞
電 話 番 号 : 052-629-1100

主要株主である筆頭株主の異動（予定）に関するお知らせ

平成 30 年 5 月 10 日付で、当社の主要株主である筆頭株主に下記のとおり異動が生じる予定となりましたので、お知らせします。

記

1. 異動が生じる経緯

当社の主要株主である筆頭株主の新美司（当社代表取締役社長）から、保有する当社株式の一部（550,000 株）を、十一番株式会社に譲渡する予定である旨の報告を受けました。これにより、当社の主要株主である筆頭株主に異動が生じる予定であります。

2. 異動年月日

平成 30 年 5 月 10 日（予定）

3. 異動する株主の概要

(1) 主要株主である筆頭株主に該当しなくなる株主の概要

① 氏 名	新美司
② 住 所	愛知県知多郡東浦町
③ 当社との関係	当社代表取締役社長

4. 当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）および総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合※	大株主順位
異動前 (平成 30 年 3 月 31 日現在)	9,266 個 (926,600 株)	13.17%	1 位
異動後	3,766 個 (376,600 株)	5.35%	4 位

※議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 5,100 株
平成 30 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 7,039,900 株

(注)「総株主の議決権の数に対する割合」は少数点以下第 3 位を四捨五入して記載していません。

5. 今後の見通し

十一番株式会社は、当社代表取締役社長である新美司が代表を務める資産管理会社であり、今後も安定株主として長期保有する予定である旨報告を受けています。したがって、本件異動による当社の経営体制および業績等への影響はありません。

以上

平成 30 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 J B イ レ ブ ン
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 新 美 司
(コード番号 : 3066 名証第二部)
問 合 せ 先 : 取 締 役 相 川 眞
電 話 番 号 : 052-629-1100

十一番株式会社による株式会社 J B イ レ ブ ン (証券コード 3066) の買付けに関するお知らせ

十一番株式会社は、別紙のとおり、株式会社 J B イ レ ブ ン 株 式 を 平 成 30 年 5 月 10 日 に 買 付 け る こと を 決 定 し ま し た の で、お 知 ら せ し ま す。

な お、十 一 番 株 式 会 社 は 株 式 会 社 J B イ レ ブ ン の 筆 頭 株 主 で あ る 新 美 司 (株 式 会 社 J B イ レ ブ ン 代 表 取 締 役 社 長) お よ び そ の 親 族 が 株 式 を 保 有 す る 資 産 管 理 会 社 で す。

以上

本資料は、十一番株式会社 (買付者) が株式会社 J B イ レ ブ ン (買付けの対象会社) に 行 っ た 要 請 に 基 づ き、金 融 商 品 取 引 法 施 行 令 第 30 条 第 1 項 第 4 号 に 基 づ い て 公 表 を 行 う も の で す。

(別紙)

平成 30 年 5 月 9 日

各 位

会社名：十 一 番 株 式 会 社
代表者名：代 表 取 締 役 新 美 司
問合せ先：株 式 会 社 J B イ レ ブ ン
取 締 役 相 川 眞
電話番号：052-629-1100

株式の買付けの決定に関するお知らせ

当社は、下記の通り、金融商品取引所市場内立会外取引により、株式会社 J B イレブン株式を同社株主である新美司（同社代表取締役社長）より取得することについて合意し、株式の買付けを平成 30 年 5 月 10 日（550,000 株予定）付で行う予定です。

なお、当該買付けは、金融商品取引法第 167 条第 1 項および金融商品取引法施行令第 31 条に定める「公開買付けに準ずる行為として政令で定める買い集め行為」に該当しますので、お知らせします。

記

1. 対象銘柄 株式会社 J B イレブン 普通株式 （コード番号 3066 名証第二部）
2. 買付数量 550,000 株（総株主の議決権に対する割合 7.818%）
3. 買付日 平成 30 年 5 月 10 日
4. 備 考 本買付けは、株式会社 J B イレブンの代表取締役社長である新美司が保有する同社株式の一部を資産管理会社である当社が買い取り、同社の安定株主として長期保有することを目的としています。

以上